

令和3年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年12月9日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和3年12月9日(木)9時32分 宣告

会議録署名議員の氏名 11番 安部 大助 議員 12番 前田 芳樹 議員

1. 出席議員

1番	岡田 智子	7番	村上 謙武	13番	石田 茂春
2番	牧野 牧子	8番	菊地 政文	14番	高宮 陽一
3番	藤野 定幸	9番	西尾 幸太郎	15番	米澤 壽重
4番	齋藤 則子	10番	池田 賢治	16番	池田 信博
5番	田中 一隆	11番	安部 大助		
6番	大江 寿	12番	前田 芳樹		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	村上 和久
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
代表監査委員	嶽野 正弘	危機管理室長	齋藤 和幸
総務課長	佐々木 千明	水産振興室長	橋本 博志
会計管理者	濱田 勉	都市計画推進室長補佐	前田 和信
財政課長補佐	長田 寿幸	総務学校教育課長	吉田 隆
税務課長	金井 和昭	社会教育課長	野津 千秋
町民課長	井崎 理恵子	布施支所長	竹本 久
保健福祉課長	中林 眞	五箇支所長	藤野 一
住民福祉担当課長	広江 和彦	都万支所長	砂本 進
環境課長	原 秀人	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長補佐	茶山 宏	中央公民館長	金坂 賢一
地域振興課長	宇野 慎一		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 山 根 淳 事 務 局 長 補 佐 山 本 幸 子

1. 町長提出議案の題目

- 承認第 12 号 令和 3 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 4 号)の専決処分について
- 議 第 89 号 令和 3 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 6 号)
- 議 第 90 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 91 号 令和 3 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議 第 92 号 令和 3 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 93 号 令和 3 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 94 号 隠岐の島町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 95 号 隠岐の島町準用河川管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 96 号 地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例
- 議 第 97 号 隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議 第 98 号 隠岐の島町八田集合住宅設置及び管理条例
- 議 第 99 号 隠岐の島町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議 第 100 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議 第 101 号 隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確認について
- 議 第 102 号 字の区域の変更について(加茂坂浦)
- 議 第 103 号 工事請負変更契約の締結について〔旧町民体育館解体工事〕
- 議 第 104 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(港町 6 工区)工事〕
- 議 第 105 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町地域産物販売提供施設(産直問屋しお
さい)〕
- 議 第 106 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐の島町屋内温水プール〕
- 議 第 107 号 指定管理者の指定について〔中村デイサービスセンター〕
- 議 第 108 号 指定管理者の指定について〔中条デイサービスセンター〕
- 議 第 109 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町高齢者生活福祉センター蓬莱苑〕
- 議 第 110 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町農業近代化施設(その 1)〕
- 議 第 111 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町農業近代化施設(その 2)〕

- 議 第 112 号 指定管理者の指定について〔都万地区環境緑化木生産施設〕
議 第 113 号 指定管理者の指定について〔西郷港埠頭第一駐車場〕
議 第 114 号 指定管理者の指定について〔西郷港埠頭第二駐車場〕
議 第 115 号 指定管理者の指定について〔西郷港埠頭立体駐車場〕
議 第 116 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光遊覧船施設〕
議 第 117 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町鮮魚運搬船(第八姫島)〕

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和3年第4回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 2 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により11番：安部 大助 議員、
12番：前田 芳樹 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの9日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和3年第3回定例会以降の議会に関する行事・会議などは、お手元に配付した資料のとおりであります。

主なるものをご報告申し上げます。

11月9日に、「第39回離島振興市町村議会議長全国大会」が、オンライン形式により開催されました。交通・通信などのインフラの整備や医療体制の充実、災害対策の強化や安全確保など12の項目におよぶ離島地域の振興に対する要望、また、離島振興法の改正・延長、新たな沖縄振興に向けた法律の制定の二つの要望に対する特別決議については、いずれも満場の賛同を得て決定いたしました。

11月16日に、北海道栗山町より、元栗山町議会事務局長の中尾 修氏を講師にお迎えし、「議会基本条例研修会」を開催いたしました。ご案内のとおり栗山町議会は、全国で初めて「議会基本条例」を制定した議会であり、講師先生におかれましては、当時、直接携わっておられます。

議会基本条例とは、議会と執行部の望ましい関係性と、より住民に開かれた議会を目指すものであり、そのために議員が実行しなければならない事柄を内容としております。来年の制定に向け、特別委員会を中心に、引き続き議会全体で協議・検討してまいります。

11月26日に、「第65回町村議会議長全国大会」が東京都内で開催されました。都市と農山漁村が共生する持続可能な社会の確立と、町村の実情に応じた行政サービスの持続的な提供等に関し、一致結束して果敢に行動する旨の宣言の後、令和4年度国の予算編成及び施策に関する27項目におよぶ要望と9項目の地区要望に対する決議、地方自治法の改正、新型コロナウイルス感染症対策、及び、大規模自然災害対策等に関する3件の特別決議、並びに議会の機能強化等に関する重点要望に対する決議を、満場の賛同を得て決定いたしました。併せて豪雪地帯に対する8項目の要望決議についても決定をいたしました。

次に、12月1日の議会運営委員会までに4件の請願・陳情等を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託、あるいは議員配付とすることにいたしましたのでご理解願います。

次に、去る9月定例会において議決されました、議員提出議案について、お手元に配付しました「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

最後に、議員の派遣につきましては、前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

「令和3年第4回隠岐の島町議会定例会」の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

年の瀬を迎え、寒さが一段と厳しくなってきましたが、議員各位には、益々ご壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況についてであります。この夏の「第5波」では、8月中旬に全国の1日の感染者数が2万5,000人を上回るなど、過去にない規模となりましたが、ワクチン接種の効果もあり、8月下旬以降、一転して減少傾向が続き、去年の夏以降で最も少ない水準となっているところでございます。

これに伴いまして、全国的に飲食店の通常営業やイベントが再開されるなど行動制限も段階的に緩和され、社会経済活動の再開・活性化に向けた動きが着実に広がってきております。

このような中、政府は今日6日、「ウィズコロナ」を見据え、一般会計の補正予算としては過去最大規模となる総額約36兆円もの補正予算案を、国会に提出したところであります。

一方、11月、新たに報告された変異株「オミクロン株」が、^{またたくま}瞬く間に各国に広がりを見せ、既に日本でも感染者が確認されるなど、まだまだ楽観視できる状況にはございません。

本町といたしましては、現在、3回目のワクチン接種に向け準備を進めているところでございますが、これから、人が集まる機会の増える年末年始を迎えるにあたり、改めまして、町民の皆様には基本的な感染対策の徹底をお願いするとともに、町といたしまして、一日でも早い安全・安心の生活に戻れるよう全力で取り組んでまいり所存でございますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

さて、本議会には令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正並びに指定管理者の指定など、30件の諸議案をご提案させていただいております。どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切にご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、9月に開催をいたしました「令和3年第3回隠岐の島町議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告いたします。

まず、島根労働局との雇用対策協定締結式について、ご報告申し上げます。

去る10月12日、松江市にあります厚生労働省島根労働局におきまして「協定締結式」が行われました。

本協定は、地域で支えあう社会の実現を目指す本町と、島根県内において雇用や労働に関する施策を総合的に推進する島根労働局が、それぞれの強味を活かして連携し、一体的に施策及び事業を推進する事によって諸課題への対応を効率的に図ることを目的として締結するものであります。

今後は「産業人材の確保、育成や定着」、「女性が活躍できる就労環境の整備」など、本町の喫緊の課題解決に向けた取り組みを、お互いに協力しながら進めてまいります。

次に、隠岐世界ジオパーク空港ターミナルビル改修事業の完成式典について、ご報告申し上げます。

平成30年度から島根県が着手しておりました空港改修工事について、この度完成の運びとなり、丸山島根県知事ご臨席のもと、10月17日に完成式典が行われました。町議会からは池田議長にもご出席いただき、その他日本航空やFDA（フジドリームエアラインズ）などエアライン各社も参加され、利便性の向上した新しい施設を活用して、さらなる航空機の利用促進に繋がるよう、関係者の皆様と共に確認させていただいたところであります。

完成した施設は、メインロビーや搭乗待合室が拡張され、特に手狭でありました手荷物受取所も広くなり、施設内の混雑緩和と乗降施設（パッセンジャーボーディングブリッジ：通称「PBB」）の新設により、悪天候時や車いすの利用者も快適に航空機の乗り降りが可能となりました。

今後も隠岐空港利用促進協議会を中心として、需要促進、回復に向けた施策の実行と、隠岐諸島の魅力を隠岐世界ジオパーク空港から発信してまいります。

次に、豊中市との「森林環境保全に関する自治体間連携協定」の締結について、ご報告申し上げます。

10月29日に役場町民ホールにおきまして、豊中市と森林環境保全に関する「自治体間連携協定」を締結いたしました。

本協定は、環境問題が注目される中、CO₂吸収量の向上、排出量の抑制を図るため、連携して本町で森林保全事業を行い、SDGsの推進や関係人口の拡大に繋げていくことを目的としています。

新年度からは、豊中市様のご協力をいただきながら町有林の整備事業を実施するとともに、

豊中市の公共施設への町産木材の利用促進や、両市町の子供たちによる体験学習等を通じ、さらに交流を深めてまいりたいと考えております。

最後に、離島振興に関する要望活動について、ご報告申し上げます。

11月17日に、全国離島振興協議会による令和4年度離島振興関係予算確保要望活動と、離島関係4団体合同による離島振興法改正・延長実現に関する要望活動が東京都千代田区において行われ、参加いたしました。

要望活動では、令和4年度の予算獲得や、離島振興法の延長は当然のことながら、国家の責務としてより実効性の高い、画期的な離島振興策の樹立を求める要望書を、離島関係国会議員に対して提出を行いました。

今後も引き続き、令和5年3月末日をもって失効する現行「離島振興法」の延長と拡充について、関係機関に対し、積極的に要望活動を行う予定としております。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、9月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第12号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について」から議第117号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町鮮魚運搬船(第八姫島)〕」までの30件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました30件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、承認第12号の「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について」であります。去る9月1日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の補正額は 5 億 4,388 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 185 億 1,912 万 7,000 円といたしました。

補正の内容は、8 月 7 日から同月 23 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災した公共土木施設、農林水産業施設、文教施設及びその他公共・公用施設の災害復旧に要する経費並びに災害等廃棄物処理事業費を追加したところであります。

財源につきましては、国庫支出金、県支出金、地方債及び財政調整基金繰入金であります。

続きまして、議第 89 号から議第 93 号までの 5 件につきましては、令和 3 年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 89 号の「令和 3 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 6 号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 2 億 649 万 2,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 187 億 9,567 万円とするものであります。

補正の主な内容は、障がい者福祉サービス及び医療支援事業費、子育て世帯への臨時特別給付金事業、ごみ処理事務費、海上交通維持対策事業費、放課後児童クラブ創設事業費、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業費などを増額し、通学路安全対策整備事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、文化財保存継承事業費などを減額するものであります。

併せまして、「債務負担行為補正」及び「地方債補正」を行っております。

次に、議第 90 号の「令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 3,819 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 19 億 9,080 万円とするものであります。

補正の主な内容は、財政調整基金への積立及び普通交付金過年度分の額確定による返還金の増額であります。

次に、議第 91 号の「令和 3 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 250 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 14 億 6,281 万 6,000 円とするものであります。

補正の内容は、8 月豪雨災害により水没いたしましたマンホールポンプ制御盤の復旧費用であります。

併せまして、「地方債補正」を行っております。

次に、議第 92 号の「令和 3 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)」についてであります。補正の内容は、本町が設置いたします、西郷港埠頭第一駐車場など 3 施設の指定管理委託料につきまして、期間と限度額を定めるため債務負担行為を設定するもので

あります。

次に、議第 93 号の「令和 3 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 3 号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 170 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 4,055 万 3,000 円とするものであります。

補正の内容は、患者数の増加等により医薬材料費を増額するものであります。

続きまして、議第 94 号から議第 98 号までの 5 件につきましては、条例の一部改正及び制定に関する議案であります。

まず、議第 94 号の「隠岐の島町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。現在、指定管理者により管理を行っている隠岐の島町図書館を、令和 4 年 4 月 1 日から直営で管理を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 95 号の「隠岐の島町準用河川管理条例の一部を改正する条例」についてであります。準用河川内にあります、構造物の許可期間を他市町村の状況及び住民の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 96 号の「地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づいた固定資産税の課税免除規定を設ける必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 97 号の「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてであります。健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、所要の改正を行うものであります。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが改められたことから、本条例において新型コロナウイルスの定義として引用している箇所について、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 98 号の「隠岐の島町八田集合住宅設置及び管理条例」についてであります。I ターン者及び U ターン者の本町への定住を促進するため、八田集合住宅を設置し適正な管理を行うために定めるものであります。

続きまして、議第 99 号の「隠岐の島町過疎地域持続的発展計画の策定」についてであります。隠岐の島町過疎地域自立促進計画の計画期間が令和 2 年度をもって終了したため、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画期間とする、「隠岐の島町過疎地域持続的発展計画」を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 100 号の「町道路線の認定、変更及び廃止について」であります。新たな路線につきましては、公営住宅整備に伴う道路の新設及び河川管理道を町道として占用するため、2 路線を認定するものであります。

次に、変更する路線であります。未認定区間につきましては枝線を付け加えるものであります。

次に、廃止する路線であります。町道の規格を満たしていない 2 路線を廃止するものであります。

次に、議第 101 号の「隠岐の島町の区域内に新たに生じた土地の確認について」及び議第 102 号の「字の区域の変更について（加茂坂浦）」であります。島根県が実施しております加茂漁港臨港道路事業におきまして、公有水面の埋め立ての一部が完了したため、新たに生じた土地の確認及び字区域の変更について、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 103 号及び議第 104 号の 2 件につきましては、工事請負変更契約の締結に関する議案であります。

まず、議第 103 号の「工事請負変更契約の締結について〔旧町民体育館解体工事〕」についてであります。建物解体撤去に伴う廃棄物処分について数量等が確定したこと、また建物撤去後の地盤について、地下水位が想定以上に高く軟弱であったため、セメント安定処理工の施工が必要となったことなどにより、工事費を増額する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 104 号の「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(港町 6 工区)工事〕」についてであります。現地精査により、宅内真空弁ユニットを 2 箇所増設する必要が生じたこと、及び既設舗装厚が想定より厚かったためアスファルト殻等の処分量が増加したこと、また、交差点部の施工に通常より多い交通誘導員が必要となったことなどにより、工事費を増額する必要性が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

続きまして、議第 105 号から議第 117 号までの 13 件につきましては、指定管理者の指定に関する議案でありまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まず、議第 105 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町地域産物販売提供施設(産直間屋しおさい)〕」についてであります。管理運営を指定管理者に行わせることとし公募したところ、3 団体からの応募があり、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者の候補者選定委

員会」を開催し、提案書に基づくヒアリング等を実施した結果、当該団体において適正な管理が見込めると判断し、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議第 106 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐の島町屋内温水プール〕」から議第 116 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光遊覧船施設〕」までの 11 件、16 施設についてであります。公募したところ、それぞれ 1 団体だけの応募であり、申請内容等を審査した結果、当該団体において適正な管理が見込めることから、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議第 117 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町鮮魚運搬船(第八姫島)〕」についてであります。隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

以上、30 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時04分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時04分 ）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 10時36分 ）

（ 本会議再開宣告 10時36分 ）

日 程 第 7. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日 12 月 10 日は、委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は12月13日に開き、「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 10時37分)

以 下 余 白